

特定工場及び公害防止管理者の種類

平成 16 年 12 月 1 日の政令の改正により、騒音関係及び振動関係については、二つの区分を統合し、新たに「騒音・振動関係公害管理者」となっています。

業 種	施設の種類	公害防止管理者		公害防止統括者
		騒音	振動	
・ 製造業 (物品の加工業を含む。) ・ 電気供給業 ・ ガス供給業 ・ 熱供給業	機械プレスのうち、呼び加圧能力が 100 重量 t = 980 ｷﾛﾈｳﾄﾝ以上のもの			ただし、従業員数が 20 名以下の場合 は不用
	液圧プレスのうち、呼び加圧能力が 300 重量 t = 2,941 ｷﾛﾈｳﾄﾝ以上のもの (矯正プレスを除く。)	×		
	鑄造機のうち、落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーであるもの			

注) 1 印は選任が必要な種類、×印は選任が不要です。

2 業種は、原則として日本標準産業分類によります。また、他の業種と兼務している場合も対象となります。